

公契約条例に係る北海道新聞からの取材対応について

一般社団法人 北海道ビルメンテナンス協会

- 1 日 時 平成 25 年 4 月 15 日（月）13:30～14:40
- 2 場 所 ビルメンテナンス会館 会長室
- 3 取材者 北海道新聞社 報道センター 戸田一光 記者
- 4 対応者 当協会 及川 篤 常務理事兼事務局長

5 質疑及び応答内容（要旨）

冒頭、及川事務局長から、これまでの取材の経験から、説明した内容の一部しか報道されず、記事を見た方から誤解をされることがしばしばあったので、説明の前後を省略することなく、より正確に記事にしてほしい旨、強く申し入れた。

（問１） 札幌市が制定を目指す公契約条例について、貴団体として賛成でしょうか、反対でしょうか。条例案に対する現段階での賛否と、その理由をお聞かせください。

＜応答＞ 当協会としては、当初から明確に反対しており、その考えは今も変わらない。その理由としては、① 清掃業務従事者の内、公契約条例の対象となるのは、予定価格が一千万円以上の者だけであり、一部の者のみを対象としており不公平であること。（市内会員の清掃作業従事者 16,000 人の内、約 360 人で 3% 弱しかいないことを説明。） ② その他の 97%の従業員からの賃上げ要求対応については、各企業で対処してほしいとのこと。さらには罰則規定を設けた賃金規制条例であること。また、市長は、この条例は全国 3 千の自治体に波及させるための労働運動として理解していただきたいとのことであった。

当会員企業としては、不公平に対する労使間・労労間の紛争や 97%の者に賃上げ対応することは困難であるので、反対している。

（問２） 以前に「低価格入札で体力を消耗しきっている」と業界の窮状を訴えておられましたが、その厳しい競争の現状をお聞かせください。また、合わせて労働者の賃金を最低賃金に近づけざるをえない理由もお聞かせください。

＜応答＞ 近年、約 15 年間続いているデフレ経済の中で、民間は、会社の存亡をかけて、あらゆる経費（人件費、光熱水費、委託料など）を削減する中で、清掃委託費は正に経費削減の対象となる最たる経費であることから、減額要請が強まり、契約の低価格化が続いてきた。

一方、官公庁は、財政の悪化から低価格競争が激化し、それを黙認してきたことから委託契約金額は、最低賃金を下回る状態になり、各企業は、これまでの内部留保や借り入れなどの資金繰りで凌いできた。経営を維持し雇用を守るためには、累積したマイナスの解消も進めなければならない。

（資料により、国交省の労務単価が各地域の実勢価格であること、やっと最低制限価格(率)が道は 23 年度から 60%が 90%に、札幌市は 24 年度から 70%が 90 パーセントになったが、それまでの間、清掃員 B、C は最低賃金を下回っていることを説明。）

したがって、当会員企業は、官民全ての発注者から国の労務単価に相当する委託金額をもらえないことから、最低賃金を支給するのが精一杯の状況である。

（問 3） 3 月中旬に NPO 労働相談・労働組合づくりセンターが貴団体に提出した要請書「清掃労働者の賃金引き上げに関する要望書」の中で、同センターは「平成 25 年度は建築保全業務労務単価の約 10%引き上げに伴い、賃金を引き上げてほしい」と要望しています。こうした労務単価引き上げに伴う要望へのご意見をお聞かせください。

＜応答＞ 当会員企業としては、できることなら従業員の賃金を上げてあげたい。

しかしながら、労務単価が平成 25 年度は約 10%アップしましたが、前述の回答内容に加え、近年の労務単価の動向には上下動があること、また、最低賃金が最近、大幅な上昇を続けていることなどから、この度のアップを踏まえ、直ちに賃金を引き上げることは現状の企業体力からして難しく、これらの状況をもう数年、アベノミクスを含めた経済の動向を見極める必要がある。

そのためには、発注者側として、受託業者が従業員に適正な賃金を支給できる委託契約にさせていただくことの理解が、必要不可欠になってくる。

（問 4） 札幌市はこれまで最低制限価格の引き上げや、複数年契約の導入などを進めておりますが、今後さらに札幌市に対して求める取り組みはどのようなものでしょうか。

＜応答＞ 当協会は、毎年会員を対象に、札幌市などの入札状況の実態調査を行っており、この結果、各種の課題や問題点がでてきていることから、本年度もこの調査に基づき、引き続き要望を行うこととしている。その内容は、① 予定価格積算の統一と徹底（毎年同様の仕様でありながら、部局によっては予定価格に変動がある事例など） ② 品質評価制度の構築（不良・不適格業者の排除）などで、これらの他、③ 労務単価は地域の実勢価格であるので、直接人件費及び間接人件費の最低制限価格を 100%に上げること。④ 複数年契約は、最低賃金や労務単価の動向に合わせて随時必要な契約改定を行うことができるようにすること。などを考えている。